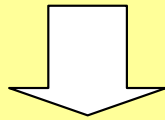


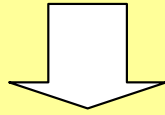
「高額療養費特別支給金」について

◇「高額療養費特別支給金」とは

75歳になられた方は、その誕生月には、「誕生日以後の長寿医療制度」と「誕生日前の医療保険制度(健保組合・市町村の国民健康保険など)」の2つの制度に加入しており、それぞれの制度で一定額を超えて医療費をお支払いしている場合には、他の月に比べて負担が増えることがありました。



平成21年1月以降は制度改正により、誕生月のそれぞれの制度で自己負担限度額が半分となり、誕生月の負担が他の月と比べて増えることはなくなりました。



今回、制度改正前の平成20年4月から12月までに75歳になられた方で、それぞれの制度で一定額を超えて医療費をお支払いされた方に対して、「高額療養費特別支給金」としてさかのぼってお返しいたします。

◇「高額療養費特別支給金」を受け取るには、申請が必要です。

長寿医療制度から支給する場合、該当者には、山形県後期高齢者医療広域連合より申請書を9月に送付します。内容をご確認のうえ申請してください。

申請期限は、平成22年1月29日(金)までです。

申請期限を過ぎますと支給金を受け取れなくなりますのでご注意ください。

《長寿医療制度以外から支給される場合》

1. 健保組合・市町村の国民健康保険などにおける「高額療養費特別支給金」の支給
2. ご家族の方に対する「高額療養費特別支給金」の支給

◆高額療養費特別支給金の支給を装った振り込め詐欺にご注意ください。

○支給手続きには、一切費用はかかりません。

○市町村・広域連合の職員が、銀行やコンビニエンスストア等のATM(現金 自動預払機)の操作をお願いすることはありません。

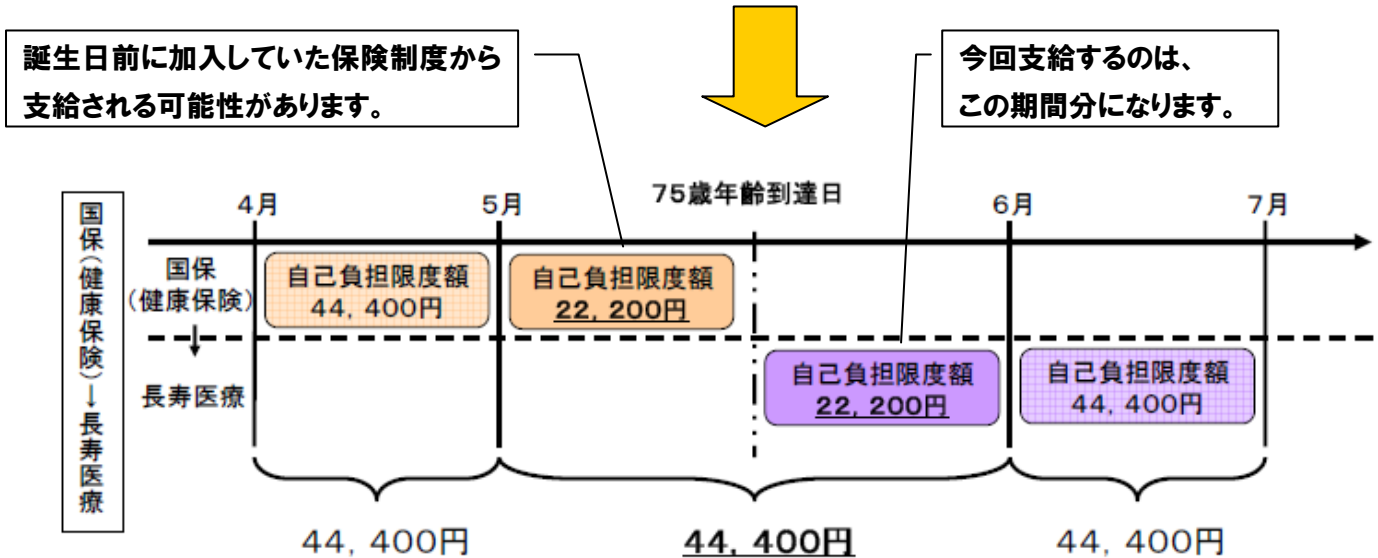
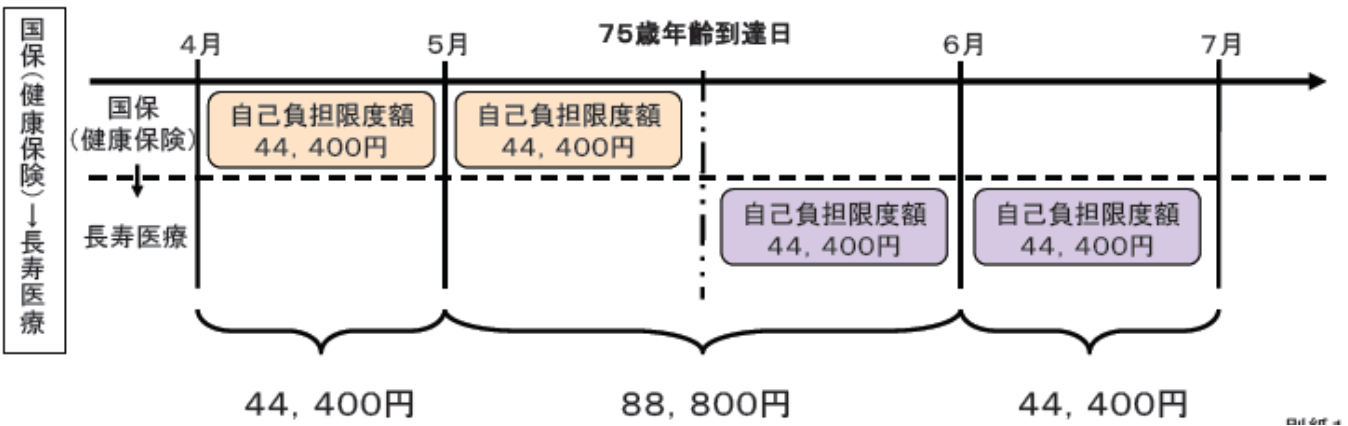
○不審な電話があった場合には、家族や警察署にご相談ください。

◆ 1ヶ月ごとの自己負担限度額はこのようになります

70歳以上	【75歳の誕生日以外】			75歳到達月における自己負担限度額の特例				【75歳の誕生日】			
		外来（個人）	自己負担限度額（世帯合算）		外来（個人）	個人合算	自己負担限度額（世帯合算）		外来（個人）	個人合算	自己負担限度額（世帯合算）
70歳以上	現役並み所得者 (月収28万円以上、 課税所得145万円以上)	44,400円	80,100円 +1% (44,400円)	→	現役並み所得者 (月収28万円以上、 課税所得145万円以上)	22,200円	40,050円 +1% (22,200円)	80,100円 +1% (44,400円)	22,200円	40,050円 +1% (22,200円)	80,100円 +1% (44,400円)
	一般	12,000円	44,400円		一般	6,000円	22,200円	44,400円	6,000円	22,200円	44,400円
	低所得者 (住民税非課税)	II	8,000円		24,600円	II	4,000円	12,300円	24,600円	4,000円	12,300円
I (年金収入80万円以下等)			15,000円	I (年金収入80万円以下等)		7,500円	15,000円		7,500円	15,000円	

※ 「+1%」は医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%を加算。(75歳到達した月は、医療費が133,500円を超えた場合)
 ※ () 内は過去12ヶ月以内に4回以上該当した場合の4回目以降の額。

【例】自己負担限度額の区分が「一般」の場合は、このようになります



88,800円が半分の44,400円になります。

1. 健保組合・市町村の国民健康保険などにおける「高額療養費特別支給金」の支給について

- ◇ 75歳になられた月の誕生日までの期間においても、一定額を超えて医療費をお支払いされていた場合には、誕生日前に加入していた医療保険制度(健保組合・市町村の国民健康保険など)から「高額療養費特別支給金」が支給される可能性があります。
- ◇ 「高額療養費特別支給金」の支給の有無や手続きについては、平成21年12月18日までに、あなたが75歳の誕生日までに加入していた健保組合・市町村の国民健康保険などにお問い合わせください。

2. ご家族の方に対する「高額療養費特別支給金」の支給について

- ◇ 以下の①と②について、あなたが75歳になられた月に一定額を超えて医療費をお支払いされている場合には、「高額療養費特別支給金」が支給される可能性があります。
- ◇ 「高額療養費支給金」の支給の有無や手続きについては、平成21年12月18日までに、①か②の該当する所にお問い合わせください。
 - ①あなたが被用者保険(健保組合・協会けんぽ(旧政管健保)・共済組合)の被保険者であった場合、あなたが扶養していた方
 - 【お問い合わせ先】
『あなたの誕生日までに加入していた被用者保険』及び
『誕生日後にあなたが扶養していた方が加入した国民健康保険の市町村窓口』
 - ②あなたが国民健康保険組合の組合員であった場合、あなたのご家族
 - 【お問い合わせ先】
『あなたの誕生日までに加入していた国民健康保険組合』及び
『誕生日後にあなたのご家族が加入した国民健康保険の市町村窓口』
※誕生日後も同じ国民健康保険組合に加入した場合は、国民健康保険組合のみにお問い合わせください。

※ 上記の1又は2のお問い合わせを受けて、健保組合・市町村の国民健康保険などで確認した結果、あなたの医療費のお支払いが一定額以下であった場合には「高額療養費特別支給金」は支給されませんので、予めご了承ください。